

業務請負契約書(案)

- 1 業務名 平成30～32年度 国営飛鳥歴史公園 植物管理工事その1
2 履行場所 国営飛鳥歴史公園地内
3 履行期間 平成31年 月 日から平成32年 3月31日まで
4 請負代金額 ¥ -
(うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額 ¥ -)

上記の業務について、発注者 一般財団法人 公園財団 と 請負者 とは
おのおの対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、
信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成31年 月 日

発注者 住所 奈良県高市郡明日香村平田538
氏名 一般財団法人 公園財団
飛鳥管理センター
分任契約職
管理センター長 諱 浩行 ㊟

請負者 住所
氏名
㊟

(総 則)

- 第1条 発注者(以下「甲」という。)及び請負者(以下「乙」という。)は、この契約書(頭書を含む。以下同じ。)に基づき、設計図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この契約書及び設計図書を内容とする業務の請負契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 乙は、契約書記載の業務を契約書記載の履行期間内に完了し、契約の目的物(以下「目的物」という。)を甲に引き渡すものとし、甲は、その請負代金を支払うものとする。
- 3 乙は、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、業務を完了するため

第2条頭書き及び本文中36字削除

に必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

- 4 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

（請負代金内訳書及び工程表）

- 第2条 乙は、この契約締結後 7日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、甲に提出しなければならない。
- 2 内訳書及び工程表は、甲及び乙を拘束するものではない。

（権利義務の譲渡等）

- 第3条 乙は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

- 第4条 乙は、業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

（特許権等の使用）

- 第5条 乙は、特許権その他第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその履行方法を指定した場合において、設計図書に特許権その他第三者の権利の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（業務の履行状況の調査等）

- 第6条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して業務の履行状況につき調査し、又は報告を求めることができる。

（監督職員）

- 第7条 甲は、監督職員を定めたときは、その役職及び氏名を乙に通知しなければならない。

ない。監督職員を変更したときも同様とする。

- 2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく甲の権限とされる事項のうち甲が必要と認めて監督職員に委任したものを処理するほか、設計図書で定めるところにより甲に代わって監督し、又は指示等を行うものとする。

(主任担当者)

第8条 乙は、主任担当者を定め、その者に監督職員の監督又は指示等に従い、業務の技術上の管理及び作業現場の監督に関する事項を処理させなければならない。

- 2 乙は、主任担当者を定めたときは、その氏名及び経歴を甲に通知しなければならない。主任担当者を変更したときも同様とする。

(業務関係者に関する措置請求)

第9条 甲又は監督職員は、主任担当者又は乙が業務を履行するために使用している使用人若しくは下請負人等で業務の履行又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 乙は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受理した日から10日以内に甲又は監督職員に通知しなければならない。
- 3 乙は、監督職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、甲に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 4 甲は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果の請求を受理した日から10日以内に乙に通知しなければならない。

(支給物品及び貸与物件)

第10条 甲から乙へ支給する物品（以下「支給物品」という。）及び貸与する物品等（以下「貸与物件」という。）の品名、数量、品質、規格、又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 甲又は監督職員は、支給物品又は貸与物件を乙の立会いの上、検査して引き渡さなければならない。この場合において、当該検査の結果その品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、乙は、遅滞なくその旨を甲又は監督職員に通知しなければならない。
- 3 乙は、支給物品又は貸与物件の引渡しを受けたときは、遅滞なく、甲に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 甲は、必要があると認めるときは、支給物品又は貸与物件の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。この場合においては、第13条第1項後段、第2項及び第3項の規定を準用する。
- 5 乙は、業務の完了、業務の内容の変更等によって不用となった支給物品又は貸与物件を設計図書で定めるところにより甲に返還しなければならない。

- 6 乙は、善良な管理者の注意をもって支給物品又は貸与物件を保管するものとし、乙の故意又は過失により支給物品又は貸与物件が滅失し、若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、甲の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。

(設計図書不適合の場合の改造義務)

第11条 乙は、業務の履行が設計図書に適合しない場合において、監督職員がその改造を請求したときは、これに従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督職員の指示による等甲の責に帰すべき理由によるときは、第13条第1項後段、第2項及び第3項の規定を準用する。

(条件変更等)

- 第12条 乙は、業務の履行に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちにその旨を監督職員に通知し、その確認を求めなければならない。
- 一 設計図書と作業現場の状態が一致しないこと。
 - 二 設計図書の表示が明確でないこと（図面と仕様書が交互符合しないこと及び設計図書に誤謬又は脱漏があることを含む。）。
 - 三 設計図書で明示されていない履行条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと。
- 2 監督職員は、前項の確認を求められたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、直ちに調査を行い、その結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）を乙に通知しなければならない。
- 3 第1項の事実が甲乙間において確認された場合において、必要があると認められるときは、甲は、業務内容の変更又は設計図書の訂正を行わなければならない。この場合において、必要があると認められるときは、甲乙協議して履行期間及び請負代金額を変更しなければならない。

(業務の変更、中止等)

- 第13条 甲は、必要があると認めるときは、乙に通知して、業務内容を変更し、又は業務の全部若しくは一部の履行を一時中止させることができる。この場合において、必要があると認められるときは、次項及び第3項に定めるところにより、履行期間若しくは請負代金額を変更し、又は必要な費用等を甲が負担しなければならない。
- 2 履行期間又は請負代金額の変更は、甲乙協議して定める。
- 3 甲は、第1項の場合において、乙が業務の履行の一時中止に伴う増加費用を必要とし、又は乙に損害を及ぼしたときは、その増加費用を負担し、又はその損害を賠償しなければならない。この場合における負担額又は賠償額は、甲乙協議して定める。

(乙の請求による履行期間の延長)

第14条 乙は、天候の不良等その責に帰することができない理由その他の正当な理

由により履行期間内に業務を完了することができないときは、甲に対して遅滞なく履行期間の延長を請求することができる。この場合における延長日数は、甲乙協議して書面により定めなければならない。

(甲の請求による履行期間の短縮等)

第15条 甲は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、乙に対して履行期間の短縮を請求することができる。この場合における短縮日数は、甲乙協議して書面により定めなければならない。

2 甲は、この契約書の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、乙と協議のうえ通常必要とされる履行期間の延長を行わないことができる。

3 前2項の場合において、必要があると認められるときは、甲乙協議して請負代金額を変更しなければならない。

(臨機の措置)

第16条 乙は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、乙は、あらかじめ監督職員の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、乙は、そのとった措置の内容を遅滞なく監督職員に通知しなければならない。

3 監督職員は、災害防止その他業務の施行上特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 乙が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、乙が請負代金額の範囲内において負担することが適当でないとして認められる部分については、甲がこれを負担する。この場合における甲の負担額は、甲乙協議して定める。

(一般的損害)

第17条 目的物の引渡し前に、その目的物に生じた損害その他業務の施行に関して生じた損害（次条又は第19条第1項に規定する損害を除く。）は、乙の負担とする。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲がこれを負担する。この場合において、火災保険その他損害をてん補するものがあるときは、甲乙協議して甲の負担額を定めるものとする。

(第三者に及ぼした損害)

第18条 業務の履行に伴い、第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲がこれを負担する。

(天災その他の不可効力による損害)

第19条 天災その他の不可抗力により目的物の全部若しくは一部又は業務の履行のために必要な物件に損害を生じたときは、乙は、その事実の発生後遅滞なくその状況を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害(乙が善良な管理者の注意業務を怠ったことに基づくもの及び火災保険その他の保険等によりてん補されるものを除く。)の状況を確認し、その結果を乙に通知しなければならない。

3 乙は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、甲に対して請負代金額の変更又は損害額の負担を請求することができる。

4 甲は、前項の規定により乙から請負代金額の変更又は損害額の負担の請求があったときは、当該損害の額のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。

5 天災その他の不可抗力によって生じた損害の取片付けに要する費用は、甲がこれを負担する。

6 第4項に規定する損害の額及び前項の規定により甲が負担すべき額は、甲乙協議して定める。

(検査及び引渡し)

第20条 乙は、業務が完了したときは、遅滞なく業務完了通知書を甲に提出しなければならない。

2 甲又は甲が検査を行う者として定めた職員は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から起算して14日以内に乙の立会いの上、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を行わなければならない。この場合においては、甲は、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。

3 甲は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、乙が引渡しを申出たときは、直ちに目的物の引渡しを受けなければならない。

4 甲は、乙が前項の申出を行わないときは、請負代金の支払の完了と同時に当該目的物の引渡しを請求することができる。この場合においては、乙は、直ちにその引渡しをしなければならない。

5 乙は、目的物が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなして前4項の規定を適用する。

(請負代金の支払)

第21条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、請負代金の支払を請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、請求を受けた日から起算して30日以内に請負代金を支払わなければならない。

3 甲がその責に帰すべき理由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、そ

の期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（部分使用）

第22条 甲は、第20条第3項又は第4項の規定による引渡し前においても、目的物の全部又は一部を乙の書面による同意を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、甲は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 甲は、第1項の使用により、乙に損害を及ぼし、又は乙の費用が増加したときは、その損害を賠償し、又は増加費用を負担しなければならない。この場合における賠償額又は負担額は、甲乙協議して定める。

~~（部分払）~~

~~第23条 乙は、業務の完了前に、業務の出来形部分に相応する請負代金相当額について、次項以下に定めるところにより部分払を請求するものとする。~~

~~2 乙は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る業務の出来形部分の確認を甲に請求しなければならない。この場合において、甲は、当該請求を受けた日から14日以内に、乙の立会いの上、設計図書に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行ない、その結果を乙に通知しなければならない。~~

~~3 乙は、前項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、甲は毎月末日を起算日として、乙の請求に基づき、翌月末日までに、部分払金を支払わなければならない。~~

~~4 第1項の請負代金相当額は、甲乙協議して定める。~~

~~5 第3項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とするものとする。~~

（第三者による代理受領）

第24条 乙は、甲の承諾を得て、請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 甲は、前項の規定により乙が第三者を代理人とした場合において、乙の提出する支払請求書に当該第三者が乙の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第21条又は前条の規定に基づく支払をしなければならない。

~~（部分払の不払に対する乙の業務中止）~~

~~第25条 乙は、甲が第23条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、業務の全部又は一部の履行を一時中止することができる。この場合においては、乙は、遅滞なくその旨を甲に~~

~~通知しなければならない。~~

~~2 第13条第3項の規定は、前項の規定により乙が業務の履行を中止した場合について準用する。~~

(履行遅滞の場合における損害金等)

第26条 乙の責に帰すべき理由により履行期間内に業務を完了することができない場合において、履行期間経過後相当の期間内に完了する見込みのあるときは、甲は、乙から損害金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項の損害金の額は、請負代金額につき、遅延日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額とする。

3 甲の責に帰すべき理由により、第21条第2項の規定により請負代金の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.9パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(甲の解除権)

第27条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約を解除することができる。

一 その責に帰すべき理由により履行期間内又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

二 正当な理由がないのに、業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。

三 前2号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

四 第29条第1項の規定によらないで、契約の解除を申し出たとき。

2 甲は、前項の規定により契約を解除したときは、業務の出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を乙に支払わなければならない。

3 第1項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(任意解除権)

第28条 甲は、業務が完了しない間は、前条第1項に規定する場合のほか必要があるときは、契約を解除することができる。

2 前条第2項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

3 甲は、第1項の規定により契約を解除した場合において、これにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲乙協議して定める。

(乙の解除権)

第29条 乙は、次の各号のいずれかに該当する理由がある場合は、契約を解除することができる。

- 一 第13条第1項の規定により業務内容を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。
 - 二 第13条第1項の規定による業務の施工の中止期間が履行期間の2分の1を超えたとき。
 - 三 甲が契約に違反し、その違反により業務を完了することが不可能となったとき。
- 2 第27条第2項及び前条第3項の規定は、前項の規定により契約が解除された場合に準用する。

(解除に伴う支給物品又は貸与物件の返還)

第30条 契約が解除された場合においては、乙は、第10条の規定による貸与物件があるときは、これを甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与物件が乙の故意又は過失により滅失し、又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 2 第10条の規定による支給物品があるときは、既に使用されているものを除き、これを甲に返還しなければならない。この場合において、当該支給物品が乙の故意又は過失により滅失し、又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 3 第1項又は前項の規定により乙が支給物品又は貸与物件を返還する場合の期限、方法等については、契約の解除が第27条の規定による甲の解除権の行使であるときは甲が定め、第28条の規定による甲の解除権の行使であるとき又は第29条の規定による乙の解除権の行使であるときは、甲乙協議して定める。

(賠償金等の徴収)

第31条 乙がこの契約に基づく賠償金、損害金、遅延利息又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から請負代金額支払の日まで年5パーセントの割合で計算した利息を付した額と、甲の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

- 2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき年5パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(反社会的勢力との取引排除)

第32条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、その相手方はこの契約を解除することができる。

- 一 乙は又は乙の役員（以下「役員等」という。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

- 二 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- 三 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- 五 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 六 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が第一号から第五号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- 七 乙が、第一号から第五号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（第六号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

（紛争の解決）

第33条 この契約書の各条項において甲乙協議して定めるものにつき協議が整わない場合その他この契約に関して甲乙間に紛争を生じた場合には、甲乙協議により選定した者に依頼し、解決を図ることができる。

（無体財産の帰属）

第34条 業務の実施の過程において派生的に生じた著作権、特許権、実用新案権等の無体財産権の取扱いは、甲乙協議して定める。

（補 則）

第35条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。